

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後3時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示した。1名の傍聴人がおり、入室を促した。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波貢農業委員、安藤敏男農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、加藤主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第20号

### 農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第20号農地法第3条の許可申請について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は原市地区、所在は大字原市字拾六番耕地の1筆。地目は登記、現況ともに畑である。譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大。なお、譲受人が所有する農地について、耕作放棄地がないことを説明した。

議 長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 原市地区の黒須信明委員より報告があった。7月20日午後1時、原市地区の黒須邦明委員と上尾地区の鈴木委員で現地調査を行った。現地調査を行った結果、耕作状況も良く、杭も埋設されており問題ないと判断した。

議長 申請人入室を促した。  
 <申請人入室>

申請人 自己紹介を行った。

議長 本件について意見を求める。

新木農業委員 代々農家として育ったとのことですが、さいたま市ではどの位所有されていたのでしょうか。また、上尾市では9アールほどですが、取得した経緯を教えてください。それから、今回取得する所での作付け計画の中で、サクランボを植えるとのことだが、その後の年間計画には記載されていないが整合性はどうか。

議長 東大宮の方で、いまは区画整理などで住宅地となっておりますが、お米を自家消費する他、サツマイモを出荷していた。上尾の土地を取得した理由は、母親の実家の土地で、母親の弟が亡くなった際、子供がいないので引き受けて欲しいと亡くなった叔父の奥さんから言われて取得した。サクランボについては誤って記載したもの

申請人 現在、農協の非常勤理事をしているが、職業は。

新木農業委員 不動産賃貸業です。

申請人 現在所有されている農地は叔父から引き継いだ所と今回取得する所の1, 200平米だけでよろしいか。

申請人 そうです。

新木農業委員 さいたま市の農業委員会の方には農家の登録は。

申請人 してない。

新木農業委員	農家としての台帳登録は。
申請人	市には届出していないので。今、確かなことはわかりませんがしていない。
議長	他に意見を求めたが意見がないので、申請人の退室を促した。
	<申請人退室>
議長	続いて議案第20号申請番号2番について事務局に説明を求めた。
事務局	議案を朗読した。申請番号2、地区は大石地区、所在は中分二丁目の1筆。地目は登記、田。現況、雑種地である。譲渡人は経営規模縮小、譲受人は新規就農。なお、譲受人が所有する農地は無い事を説明した。
議長	この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当委員さんより報告をお願いいたします。
(担当委員)	大石地区の小川好次委員より報告があった。7月22日月曜日、藤波委員、橋本委員、矢部委員の4名で現地確認を行った。多少、草は伸びていたが、草刈りをして整理していた。このまま、進めていただければ問題ないと判断した。
議長	この件についても申請人がきていることから入室を促した。
	<申請人入室>
申請人	自己紹介を行った。
議長	この件について意見を求める。
新木農業委員	面積の大小はあるが、新規就農するに当たり就農相談をどちらでされていたのか
申請人	農政課で行った。
新木農業委員	新規就農する場合、所有権を移転する方法と賃貸借という方法がありますが、農政課の方でどのような指導がありましたか。
申請人	特に指導はありませんでした。土地を借りるのか、売買するのかということですか。

新木農業委員 農地を借りる場合、農地法によるものと基盤強化促進法によるものの二つがあるが、どちらかを選択して申請するわけですが、農政課では農地法に基づくほうで申請したらと勧められたのか

申請人 農政課で相談したところ、二種類の方法があって、3条で借りるか農業大学で1、2年農業の勉強をしてから、さらに2年位本格的にやって就農するか二つ言われ、そうすると最短で3年かかるので、自分の気持ちとしては、小さくても3条で借りてやりたいと。

新木農業委員 今回の土地と地続きする筆も最初、計画に入っていたがそちらが入らなかった訳は何ですか。

申請人 初めはOKだったが地権者の息子がそのまま置いてくれといわれたので、途中でだめになった。もう一人は貸してくれると言われたので、面積が小さくてもやりたいので申請した。

新木農業委員 今回5年間の賃貸借期間がありますが、5年後、また更新するのか。

申請人 自分の気持ちとしては、更新していきたいが、地主が何て言うか。続けていきたいが。

新木農業委員 場合によっては、面積が小さいので、近くで適当な場所があったら、大きな面積を借りて耕作したいと思いますか。

申請人 はい。

新木農業委員 例えば、自ら探すのでなく、ここにいる委員が、ここにこう言う土地があるっていうことの話聞いていただけますか。

申請人 はい。

議長 他に意見を求めたが意見がないので、申請人の退室を促した。

事務局 <申請人退出>

議長 続いて議案第20号申請番号3、4番議題とし、議案第21号申請番号3と関連があるので一括

事務局 審議とし事務局に説明を求めた。

申請番号3番および4番は営農型太陽光発電施設の圃場許可申請と工事許可を行うものになりますので、併せて説明をさせていただきます。

議案を朗読した。議案第20号申請番号3。地区は大石地区、権利は使用貸借権。所在は大字畔吉字中の2筆。地目は登記現況とも畑。譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大。続きまして申請番号4。こちらは権利が区分所有権。地区、所在、地目、面積は先ほどと同じ。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権設定となります。

続きまして5条許可申請になります。議案第21号申請番号3、権利は使用貸借権。所在等は先ほど同様です。形態は一時転用。用途は太陽光発電施設、施設は太陽光パネル支柱、支柱、電柱、キュービクルフェンス。建物は建てませんので、開発許可は不要となります。また、申請地は農振農用地。適合証明は取得済み。説明は以上です。

議長 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 大石地区の矢部茂委員より報告があった。7月22日、藤波委員、小川委員、橋本委員の4名で現地調査を行った。現状、草も刈りこんでおり問題ないと判断した。

議長 この件について意見を求めた。

市村推進委員 総面積が490アールとあるがこれが上尾市にある全部なのか。

事務局 市外も含めたものになる。トータルでは本件の3,145平米を合わせたものになります。

新木農業委員 今回の件ではないが、第1期分の領家の所で埋め立てしたところで、ある部分がお茶の生育が良くないと県から指導受けたが、申請人はどの様に対応したのか。

事務局 発電事業者と協議し、排水の環境が悪くなかったということで、その点を改善して生育状況は改善されたと伺っています。

藤波農業委員 土壌が良くないと水はけが悪いので、野菜もできないと耕作者から聞いている。

議長 他に意見を求めたが意見がないので、議案第20号農地法第3条申請番号3、4及び議案第21号農地法第5条申請番号3について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

議案第21号

農地法第5条の許可申請について

議案第20号農地法第5条の許可申請について、事務局に説明を求めた  
事務局

議案書を朗読した。申請番号1番、地区は上尾地区、権利は賃借権。所在は日の出四丁目の1筆。地目は登記現況とも畑。形態は転用、用途は駐車場敷地、施設は砂利敷き。建築を伴わないため、開発許可は不要。農地区分は第2種農地。

続きまして申請番号2、地区は平方地区、権利は所有権。所在は大字西貝塚字薬師前耕地の1筆。地目は登記現況とも畑。形態は転用、用途は駐車場敷地、施設は土舗装。建築を伴わないため、開発許可は不要。申請地の農地区分は第3種農地。

議長

この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします

(担当委員)

申請番号1について、上尾地区の鈴木智一委員より報告があった。7月20日午後、原市地区の黒須邦明委員及び黒須信明委員の3人で現地調査を行った。現地はきちんとされており問題ないと判断した。

議長

申請番号2について報告を求めた。

平方地区の松本弘道委員より報告があった。7月20日午前9時、平方地区の4名の委員で現地調査を行った。現地は多少草が生えているが、良い農地で、駐車場になったとしても周囲に影響はあたえないだろうと判断した。

議長

この件について、意見を求めた。

新木農業委員

申請番号1番で周囲を3メートルの鋼板で囲うとあるが、中が見えないので、一部メッシュにすることはできないか。他のところで何をやっているかわからないと意見があった。

事務局

業者に願います。

新井推進委員

隣接する道路が狭いように感じるが、3メートルの幅員に大型車が通行するのはどうなのか。

- 事務局 あの数地沿いは0.5メートルセットバックすると聞いております。また、通学路等ではないが注意して使用するといっております。
- 議長 本件について他に意見を求めたが、意見がないので、議案21号申請番号1及び2について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。
- 議案第22号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について**
- 議長 議案第22号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局に説明を求めた。
- 事務局 議案書を朗読した。地区は大石地区、所在は小泉一丁目の3筆、小泉二丁目の2筆。地目は登記上、田2筆、畑3筆。現況は畑である。現地の案内、農地の状況を説明したのち、事由及び従事日数について説明。保全管理もされていることから、問題ないと判断した。
- 議長 本件について意見を求めたが、意見がないので、議案22号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成することを宣した。
- 議案第23号 令和6年年度7月期農用地利用集積計画の承認について**
- 議長 議案第23号令和6年度7月期農用地利用集積計画の承認について、担当課である農政課より説明を求めた。
- 農政課 計画の概要を説明する。
- 議長 本件について他に意見を求めたが意見がないので、議案第23号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。
- 議案第24号 令和6年度7月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について**
- 内田農業委員 議案第24号令和6年度7月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、担当課である農政課より説明を求めた。
- 農政課 計画の概要を説明する。

議 長 本件について意見を求めたが意見がないので、議案第23号について採決を行ったところ、意見なしで回答することに全員賛成で賛成する事を宣した。

5 報告第4号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時23分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年7月25日

議 長

署名委員

署名委員